

# ハローワークの求人情報オンライン提供の利用規約の同意書

ハローワーク求人情報オンライン提供の利用に当たり、下記の利用規約を遵守します。

## ハローワークの求人情報のオンライン提供利用規約（民間職業紹介事業者等）

平成25年12月27日 作成  
平成27年9月7日 改定  
平成28年4月6日 改定  
平成28年8月20日 改定

### 1 ハローワーク求人へのオンライン提供の目的

ハローワークの求人情報提供ネットワークからオンラインで、職業紹介を行う民間職業紹介事業者等に対し、求人情報を提供する（本利用規約において「オンライン提供」という。）。

これにより、民間職業紹介事業者等は、ハローワークが全国ネットワークを活かして開拓した求人情報を活用した多様なサービスの提供が可能になり、官民が連携した求人・求職のマッチング機能が強化され、労働市場全体の需給調整能力が向上する。

### 2 オンライン提供の対象

オンライン提供の対象となる団体は次の（1）から（4）のとおりとする。なお、職業安定法に基づく事業停止命令を受けている期間又は業務改善命令を受け必要な改善がなされるまでの期間は、新規に対象としない。

- （1）職業安定法第30条第1項に基づき有料職業紹介事業を行う事業者
- （2）職業安定法第33条第1項に基づき無料職業紹介事業を行う事業者
- （3）職業安定法第33条の2第1項第1号及び第2号に基づき無料職業紹介事業を行う学校等（中学校及び高等学校を除く）
- （4）職業安定法第33条の3第1項に基づき無料職業紹介事業を行う特別の法人

### 3 利用規約の遵守

- （1）本利用規約は、オンライン提供利用開始日から適用され、ハローワーク求人へのオンライン提供を受ける者（本利用規約において「対象団体」という。）は、本利用規約を遵守しなければならず、厚生労働省、都道府県労働局又はハローワークから対象団体に対し、本利用規約に基づき、利用方法の是正等の要請があれば、速やかに是正すること。
- （2）対象団体が利用規約に違反した場合は厚生労働省の判断でオンライン提供を停止する。
- （3）対象団体が職業安定法に基づく職業紹介事業の許可の取消しを受けた場合、事業停止命令を受けている期間及び業務改善命令を受け必要な改善がなされるまでの期間は、オンライン提供を停止する。
- （4）対象団体が17に示す報告を行わない、虚偽の報告をするなど、報告に関する不適切な行為が明らかになった場合、次の対応を行う。
  - ① 一定期間（6か月）、本サービスを停止すること。利用再開後、再度利用規約違反行為を行った場合は、本サービスの利用解除をすること。
  - ② 虚偽の内容を報告する等の悪質性が高いと判断される場合は、利用解除をすること。
- （5）求職情報のオンライン提供において提供を停止された場合、求人情報のオンライン提供も利用停止となる。

### 4 対象団体一覧表の作成

対象団体の名称や所在地、職業紹介事業の許可・届出番号、雇用関係助成金取扱いの有無等は、厚生労働省が一覧表にして、ハローワークインターネットサービス専用ページやハローワーク窓口などで求人事業主に対して周知する。

厚生労働省が対象団体に対し、オンライン提供の停止を決定した場合は、この一覧表に「停止中」である旨を記載する。

### 5 オンライン提供に係る費用負担

対象団体は、オンライン提供を受け、また、オンライン提供された情報を利用するために必要な機器等一式を自ら負担する。

### 6 職業安定法の遵守

オンライン提供は、対象団体に対するハローワークで公開している求人の情報提供であり、対象団体がオンライン提供された求人情報を活用して職業紹介を行う際にも職業安定法の適用に変更はなく、職業紹介事業者として自ら求人を受理するとともに、求職者に対する労働条件の明示など職業紹介事業者として職業安定法上の義務等を負う。

## 7 オンライン提供された求人情報の利用

オンライン提供された求人情報は、(1)及び(2)のとおり利用できる。

ただし、オンライン提供する求人は、求人事業主が労働者を雇用することを希望し、ハローワークが求職者に情報提供し職業紹介することを前提に受理した求人であるため、職業紹介と関係がない目的での利用、労働者派遣や請負など求人事業主の直接雇用ではない形態への転換や無期雇用から有期雇用への雇用形態の転換、賃金などの労働条件の切り下げの働きかけ、対象団体以外の第三者(対象団体の求職者を除く)への提供及びインターネット等での求職者以外の不特定多数の者への提供は禁止する。

また、ハローワーク求人全体の正確性の確保のため、対象団体が求人内容の変更や求人の取消し等を把握した場合は、求人事業主に対し、求人提出ハローワークに速やかに連絡するよう必ず依頼すること。

### (1) 対象団体の求職者への情報提供

対象団体は、自らの求職者に対し、オンライン提供された求人を情報提供することができるが、その際は以下を遵守すること。

- ① ハローワークから情報提供を受けた求人情報であること及び求職者が職業紹介を希望する際の手続き等を明示すること。
- ② ハローワークから提供を受けた求人内容は正確に引用し、内容を改変しないこと。
- ③ 情報提供を行う際は、常に最新の情報を提供すること。
- ④ ハローワークから提供を受けた求人情報のうち、別に厚生労働省が示す省略不可とした項目は省略しないこと。
- ⑤ 対象団体がオンライン提供された求人に独自に情報を付加する場合は、関係法令の規定を遵守し、対象団体が求人事業主の同意を得るとともに、付加した情報は対象団体の責任で付加したことを求人事業主及び求職者に明確に伝えること。求人事業主がハローワークに提出した求人票の記載内容の変更が必要な場合は、求人事業主から速やかに求人提出ハローワークに申し出るよう必ず依頼すること。

### (2) 対象団体の求職者への職業紹介

対象団体は、オンライン提供された求人情報をもとに、自ら求人事業主に連絡し、労働条件の明示を受けた上で求人を受理し、職業紹介を行うことができる。その際は、以下を遵守すること。

- ① ハローワークに求人を出した求人事業主は、そもそも無料の職業紹介を受けることを希望していたものであり、有料職業紹介事業者は、手数料について十分に説明すること。
- ② 対象団体が求人の申込みを受理した後、求人事業主に対して、速やかに書面の交付または電子メールにより、(イ)取扱職種の種類、(ロ)手数料に関する事項(有料職業紹介事業者に限る)、(ハ)苦情の処理に関する事項、(ニ)求人者の情報(職業紹介に係るものに限る)の取扱いに関する事項、(ホ)求職者の個人情報の取扱いに関する事項、を明示すること。
- ③ 求人事業主の希望がある場合に限り、職業紹介以外の充足サービス(対象団体が取り扱う求人広告などの利用助奨など)や職業紹介に関連したサービス(コンサルティング、受入・定着支援など)を提示することができる。
- ④ 求人事業主に対して、労働者派遣や請負など求人事業主の直接雇用ではない形態への転換や無期雇用から有期雇用への雇用形態の転換、賃金などの労働条件の切り下げを働きかけないこと。ただし、紹介予定派遣は、労働者派遣として開始されるものであるが、労働者派遣の開始前又は開始後に職業紹介を行うことが前提であるため、目的外利用とはならない。
- ⑤ 雇用関係助成金の取扱いの有無、取り扱う雇用関係助成金の種類について、あらかじめ求人事業主に十分に説明すること。
- ⑥ 対象団体が求人を受理した後は、対象団体の求人であることを求職者に明確に示すこと。
- ⑦ 対象団体による職業紹介は全て対象団体の責任において実施し、求人内容を含め、ハローワークは一切の責任を負わないこと。
- ⑧ 求人事業主の意に反した営業活動を行わないこと。

## 8 ID、パスワード及びセットアップに必要な情報(ライセンスキー)の管理

厚生労働省が対象団体に通知したID、パスワード及びセットアップに必要な情報(ライセンスキー)は、対象団体の責任で管理し、第三者に開示、貸与及び譲渡してはならない。ID、パスワード及びセットアップに必要な情報(ライセンスキー)が、第三者に不正に利用される可能性がある場合は、速やかに厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室及び同省の委託を受けた運用監視業者(以下「運用管理組織」という。)に報告すること。

オンライン提供を利用するために必要な機器の設置と設定作業を対象団体以外に委託する場合、ID、パスワード及びセットアップに必要な情報(ライセンスキー)、その他設定情報が漏洩する事のないよう委託先と適切に機密保護契約を締結すること。

## 9 アクセス制限

特定の時間帯にアクセスが集中するなどにより円滑なオンライン提供に支障が生じる可能性がある場合、厚生労働省は対象団体に通知した上でアクセス制限等の対処を実施する場合がある。

## 1 0 連絡責任者の指定

対象団体は、ハローワークとの調整に当たる連絡責任者（オンライン提供される求人情報を活用して行う業務の責任者）を常勤の社員の中から1名指定し、厚生労働省に報告すること。

## 1 1 セキュリティ対策等について

対象団体は、オンライン提供の適切な運用、安全性の確保、障害等の予防の観点から、以下の措置を講じなければならない。

- ① アンチウイルスソフトウェア等により不正プログラムとして検知されている実行ファイルやデータファイルを実行又はアプリケーションで読み込ませないようにすること。
- ② アンチウイルスソフトウェアの不正プログラムの定義ファイルを常に最新の状態に維持し、不正プログラムの自動検査機能を有効にすること。
- ③ 定期的に全ての電子ファイルに対して、不正プログラムの有無を確認すること。
- ④ オンライン提供される求人情報（求人情報提供端末に保存されている情報を含む）の漏えい、滅失、き損、改ざん等を行わせないようにすること。
- ⑤ オンライン提供に接続している情報処理機器に対する不正アクセス行為を行わせないようにすること。

## 1 2 運用管理組織からの措置要求について

運用管理組織は、オンライン提供の適正な運用、安全性の確保、障害等からの回復のために、必要があると認める場合においては、連絡責任者に対して必要な措置を講ずることを求めることができ、連絡責任者がこれに応じない場合は、オンライン提供を停止することができる。

## 1 3 苦情の処理

対象団体は、オンライン提供された求人情報の利用又はオンライン提供の利用停止により発生した苦情を自らの責任で処理するものとする。

## 1 4 メンテナンス作業の実施

厚生労働省は、オンライン提供の安定的実施等のため、オンライン提供を一時的に停止し、メンテナンス作業等を行うことがある。

メンテナンス作業等を実施する場合は、厚生労働省が定める方法によりあらかじめ対象団体に通知するものとするが、緊急のシステム障害等のため、事前周知なくメンテナンス作業を実施する場合がある。

## 1 5 免責事項等

対象団体は、求人情報提供端末の適正な管理を行わなければならない。

また、対象団体が自ら設置した求人情報提供端末に起因する機器故障等の障害については、対象団体の責任と負担で修理等の対応を行うこと。

オンライン提供された求人情報の利用又はオンライン提供の利用停止（ハローワークの業務システムの障害及びシステムメンテナンスによるものも含む）に関して生じた損害について、厚生労働省は一切責任を負わず、対象団体に対し損害賠償する義務はないものとする。

対象団体が、オンライン提供された求人情報を利用したこと又はID、パスワード及びセットアップに必要な情報（ライセンスキー）を第三者に不正に利用されたことにより、求人者、求職者、その他の第三者又は厚生労働省に対して損害を与えた場合も、対象団体は自らの責任と費用により解決するものとする。

また、ハローワークの業務システムの改修等により、オンライン提供の利用停止やソフトウェア等の更新が必要となる場合がありえるが、これに伴い発生する損害や経費は、対象団体が負担すること。

## 1 6 不利益行為等の禁止

オンライン求人情報の利用に当たっては、第三者又は厚生労働省に対し、不利益もしくは損害を与える行為又はそのおそれがある行為等を禁止する。

## 1 7 利用状況の報告等

### (1) 採用決定数等の報告

対象団体は、オンライン提供された求人情報をもとに採用が決定した人数等を、四半期ごとに（各四半期の最終月の翌月20日までに）都道府県労働局に遅滞なく報告すること。

なお、有料職業紹介事業者については、オンライン提供により採用した人数の手数料の合計額も記入することに留意すること。

### (2) 都道府県労働局等の求めに応じた報告

対象団体は、上記(1)に加え、都道府県労働局又はハローワークから求めがあれば、提供された求人情報の利用状況等を遅滞なく報告すること。

### (3) 利用停止等の手続き

対象団体がオンライン提供の利用を停止する場合は、速やかに都道府県労働局を経由して厚生労働省に届け出ること。

その他、各種変更届の提出など、厚生労働省がオンライン提供の実施に関して定める各種の手続き等を遅滞なく行うこと。

18 利用規約の変更

厚生労働省は厚生労働省の裁量により本利用規約を変更することができるものとし、変更後の本利用規約は全ての対象団体に適用されるものとする。

厚生労働省が本利用規約を変更する場合はハローワークインターネットサービスの専用ページに掲載することとする。

19 その他

ハローワークの求人情報のオンライン提供に関し、本利用規約に定めない事項は、厚生労働省が定めるところによる。

また、厚生労働省はハローワークインターネットサービス専用ページへの掲載により、いつでもオンライン提供の実施について全部又は一部の変更や廃止を行うことができる。

AII Rights Reserved, Copyright(C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

平成 年 月 日

住所（または所在地）

団体または法人名

代表者名

印